

住宅宿泊管理者 各位

近畿地方整備局建政部建設産業第二課

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について
(追加依頼 5通目)

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約をしている住宅宿泊管理者におかれましては、先般の協力依頼と併せて下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省の通知【別紙1】の内容を参照し、同様の対応を取ること。
※ただし、【参考資料】記1(2)の旅館業法第6条に基づく宿泊者名簿は、住宅宿泊事業法第8条により備え付けが求められる宿泊者名簿とする。また、【参考資料】記1(6)の記載があるが、住宅宿泊事業法の届出住宅においては、旅館業法第5条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。
2. 住宅宿泊事業者にも同様の通知【別紙2】がされているため、その内容について適切に住宅宿泊事業者との情報共有を図ること。
3. 再委託を行っている場合、再委託先にもこの通知の内容について周知をすること。
4. 3月10日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2弾)が決定され、経済産業省の支援パンフレットが整理されましたので、【別紙3】及び下記(参考)の経済産業省ホームページをご参照の上、必要に応じてご検討、ご活用下さい。

(参考)

○経済産業省ホームページ

(新型コロナウイルス感染症関連)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

【住宅宿泊管理業に関すること】

近畿地方整備局 建政部

建設産業第二課 住宅宿泊管理業係

TEL 06-6942-1141 (内線6662)